地域プランナー募集・選定要領

１　制度の概要

山梨県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）は、山梨県から令和４年度農山漁村発イノベーション山梨県サポート業務を受託し、農山漁村発イノベーション山梨県サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）を設置運営する。

中央会では、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取り組み等（以下、「農山漁村発イノベーション」という。）を推進するため、バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者及び食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化等の特定の専門的な知識、経験を有する者（以下、「地域プランナー」という。）を

以下の手順等により募集し、選定する。

２　募集・登録する専門分野

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 専 門 分 野 | 内 容 例 |
| １ | 経営分析・診断 | 経営の健全性の分析、データや指標を用いた分析等 |
| 2 | 農林水産物の生産技術 | 栽培方法、収穫方法、栽培品種等 |
| 3 | 農林水産物の加工技術 | 製造方法、包装方法、設備導入等 |
| 4 | 新商品企画の情報収集・分析 | 市場・競合分析、ターゲット設定等 |
| 5 | 新商品企画 | 商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案 |
| 6 | 新商品の商品設計 | 原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等 |
| 7 | 新商品の販路開拓 | 販売先、商品の提案方法等 |
| 8 | 広告・宣伝 | ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等 |
| 9 | ブランディング | 付加価値を高める工夫等 |
| 10 | 生産管理･品質管理 | 商品設計における品質管理等､工場等の工程管理 |
| 11 | 小売 | 販売店舗運営、通信販売運営等 |
| 12 | サービスの提供 | 飲食店舗運営、観光等 |
| 13 | 補助事業の情報収集 | 試作品・商品開発、販売促進、加工施設・機器導入等 |
| 14 | 他事業者とのネットワーク | 連携先開拓等 |
| 15 | 法令 | 知的財産等 |
| 16 | 宗教 | ハラル等 |
| 17 | 輸出 | 支援機関、支援制度、関税制度等 |
| 18 | 経営管理 | 財産管理、販売管理、労務管理等 |
| 19 | 資金調達 | 農林漁業成長産業化ファンドや各種融資等 |
| 20 | ６次産業化事業体の設立 | 会社設立に係る財務、法務、労務、人事等 |
| 21 | 雇用・人材育成 | 労務契約、企画立案、課題解決等 |
| 22 | 申請書類等の作成 | 総合化事業計画、実用新案、商標、意匠等 |
| 23 | 農業観光 | ツアー企画、引率等 |
| 24 | 農福連携 | 指導・助言活動等 |

３　地域プランナーの業務内容及び委嘱条件

（１） 業務内容

　　　　地域プランナーは、地域委員会が選定した支援対象者の農山漁村発イノベーションの取組をサポートするため、サポートセンターの依頼に基づき、以下の業務を行うものとする。

①　「経営改善戦略」の作成及び実行の支援

②　上記戦略の作成に基づく、総合化事業計画等の実現に向けた課題解決に対

する支援

③ その他、経営改善に対し、必要と思われる助言、支援等

（２）委嘱条件

①　謝金及び旅費

地域プランナーの派遣にあたり謝金を支払うものとし、その金額は、支援　１時間あたり７，１００円（消費税を含む。）とする。支援時間数に１時間未満の端数を生じた場合、その端数が３０分未満のときは切捨て、３０分以上のときは１時間として計算するものとする。

　　　　地域プランナーを派遣した場合、旅費を支給する。公共交通機関の利用額は実費額とし、車を利用する場合は、１キロメートルにつき３７円を支給する。謝金、旅費に関する詳細は、「地域プランナー派遣要綱」のとおりとする。

②　秘密の保持

地域プランナーとしての活動を通じて知り得た個人情報の複製、漏えいを防止するため、秘密保持誓約書を提出すること。

４　選定方法

地域委員会において、事務局による書類審査及びZoom面接を経て提出された地域プランナー候補者の選定の適否を決定し、選定結果は、委員会終了後速やかに、その適否のみを全ての応募者に通知する。

５　応募方法

応募者は、以下の留意事項等を確認の上、プランナー登録票（別紙様式１）及び個人情報等に関する「秘密保持に関する誓約書」（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入し、以下の提出先まで提出する。

（１） 応募にあたっての留意事項

①　地域プランナーは、この募集に応募し、委員会において選定された後、地域プランナーとして正式に登録される。

②　地域プランナーとしての活動は、委員会が選定した支援対象者への派遣のみを対象とする。他県のサポートセンター等が実施する派遣活動は対象としない。

③　地域プランナーとして登録されても、派遣要請があるとは限らない。

④　応募申請書の内容に虚偽があった場合は、選定結果及び地域プランナーの登録を取り消すことがある。

⑤　応募申請書を提出した後、提出書類の内容等を確認するため、面接を実施する。（日時は、別途調整）

⑥　提出された応募申請書は返却しない。なお、提出された応募申請書は、地域プランナーの選定、登録及び派遣以外の目的において使用せず、個人情報は適切に管理する。

【提出先及び問い合わせ先】

〒400-0035

山梨県甲府市飯田２－２－１

山梨県中小企業団体中央会

農山漁村発イノベーション山梨県サポートセンター（古屋）

ＴＥＬ０５０－６８６４－６７８８

e-mail：[yama6sapo@chuokai-yamanashi.or.jp](mailto:yama6sapo@chuokai-yamanashi.or.jp)

別紙　プランナー候補者の審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 選　　定　　基　　準 | 備考（確認等事項） |
| １　専門的知見・経験の有無 | 応募申請書に記載された得意とする専門分野及び、地域プランナーとして活動を希望する専門分野について高度な知見、経験を有していること | 学歴、職歴、保有資格、活動実績等 |
| ２　助言活動等の知見・経験の有無 | 農山漁村発イノベーションの取組の推進に関する知見、６次産業化支援等の経験を有していること | 職歴、助言・支援活動実績等 |
| ３　ネットワーク、コミュニケーション能力の有無 | 専門分野に関係する組織、人材等のネットワークを有し、支援対象者に対し、的確かつ丁寧な助言ができるコミュニケーション能力を有していること | 職歴、助言・支援活動実績及び応募申請に係る手続き等対応状況 |
| ４　プランナー活動の対応程度 | サポートセンターの派遣要請に応じ、山梨県内において距離的な制約を受けることなく、日程調整等含めて地域プランナーとして活動できる体制であること | 居住地、兼務状況、活動可能な日数・期間等 |